異議申立人

異議申立書

行政不服審査法に基づき、次の通り、異議申立をする。

- 1 異議申立人の住所、氏名、年齢
- 2 異議申立てに係る処分

平成 25 年 12 月 18 日付 武市フ第 182 号による不開示決定

3 異議申立てに係る処分を知った年月日

平成 25 年 12 月 21 日

4 異議申立の趣旨

「2に記載の処分を取り消す。」との決定を求める。

5 異議申立の理由

開示請求を行った「公式ホームページ、公式 Facebook へのアクセス数の推移を記録した文書」については、市職員が職務上取得し採録された電磁的記録であり、公式ホームページ及び公式 Facebook の運営の為に組織的に用いていることは明白である。

よって本件処分は、武雄市情報公開条例の解釈適用を誤った違法な処分であり、 本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。

6 処分庁の教示の有無および内容

「この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して**60**日以内に武雄市教育委員会に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して**60**日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して**1**年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。」との教示があった。

以上